

平成 24 年 7 月 31 日
産業連関技術会議
総務省政策統括官室

公的部門の格付け基準の見直し及び平成 23 年表における公的部門の格付け検討結果

1 公的部門の格付け基準の見直し（第 3 回産業連関技術会議にて説明済み）

(1) 公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省庁	国民経済計算は平成 17 年基準改定時、産業連関表（基本表）は次回作成時に実施する。

(2) 格付け基準の見直し結果（主なポイント）

原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じたものとし、平成 23 年（2011 年）産業連関表作成基本要綱（以下、「基本要綱」という。）の別表 5 の前文に明記することとした。（別紙 1 参照）

平成 17 年表からの主な変更点は以下のとおり。

① 社会保障基金の区分

国民経済計算の制度部門のひとつである「社会保障基金」を、産業連関表における生産活動主体分類である政府サービス生産者の内訳として追加。

② 金融機関の区分及び市場性の有無

原則として、売上高の 50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである機関（法人）を「金融機関」とするとともに、売上高が生産費用の 50%以上であれば、市場性あるものとして「産業」に格付け、基準の明確化を図る。

③ 政府による所有・支配の有無

従来、公的部門、民間部門の区分は、①50%以上の政府出資（所有）かつ②役員（特に法人の長）の任命権又は経営方針の決定権（支配）であったものを、①政府が議決権の過半数を保有又は②取締役会等の統治機関の支配とし、公的部門の範囲を広げる。

なお、格付け基準の適用に当たっては、一部の機関（法人）の格付けについて、基準の例外を適用することとする。詳細については、別紙 1 の（注 1）及び（注 2）を参照。

2 平成 23 年表における公的部門の格付け検討結果

格付け基準の見直しを踏まえて、平成 23 年表における公的部門の格付け検討結果は、別紙 2 のとおり。

〔別表 5〕

平成 23 年 (2011 年) 産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成 17 年表からの変更点等

1 格付けの意義

中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等（以下「政府及び独立行政法人等」という。）の格付けとは、当該機関（法人）の活動を、「生産活動主体分類」別に、①政府サービス生産者（内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の 3 区分）、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③産業（内訳として、公的活動及び民間活動（対企業民間非営利サービス生産者を含む。）の 2 区分）に区分した上で、さらに基本分類への当てはめを行う作業（1 機関（法人）＝1 アクティビティとは限らない。）であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。

- (1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、政府及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付けは、国内生産額を推計するに際して、これら機関（法人）の活動による生産額を、どの部門の生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。
- (2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は、後記 4 記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため営業余剰が存在せず、一方、「産業」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関（法人）の性格により、それらを区分して扱う必要がある。
- (3) 格付けを行うことにより、その機関（法人）の資本形成が、公的資本形成なのか、民間資本形成なのかが明確になり、公共投資による資本形成などの分析がより的確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付けは不可欠のものである。

2 格付けの対象とする範囲

格付けの対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとする。

なお、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関（法人）は、別表において網羅されている。

(1) 中央政府

国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府

地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業

会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人等

次のアからウまでに掲げるものとする。

具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」、「特殊法人一覧」及び行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した特殊法人等合理化計画で対象となっているものとする。

ア 独立行政法人

国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

イ 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう。（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

ウ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。また、地方共同法人を含む。

(4) その他

前記(1)～(3)のほか、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関（法人）。

3 格付けの基準

政府及び独立行政法人等の格付けは、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じた以下の基準に基づき行う。

なお、格付けは、原則として、機関（法人）単位で行う。ただし、当該機関（法人）がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付けを行う。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割する。

(1) 社会保障基金の区分

以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付ける。^(注1)

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体又は特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

(注1) ①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難である年金基金等については、「社会保障基金」に格付ける(別表において「(注1)」を付している。)

(2) 金融機関、非金融機関の区分

前記(1)において、「社会保障基金」とされなかったものについて、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである機関(法人)は、「金融機関」とし、それ以外は「非金融機関」とする。(注2)

(3) 市場性の有無

前記(2)において、「非金融機関」とされたものについて、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「産業」に格付ける。(注2)

(注2) この基準を適用することにより、①当該機関(法人)の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関(法人)に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合には、この基準によることなく、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断する(別表において「(注2)」を付している。)

(4) 政府による所有・支配の有無

ア 前記(3)において、「産業」とされなかったものについて、政府が役員を選任権を保有している場合は、政府による所有又は支配があるものとして、「政府サービス生産者」に格付ける。

イ 前記(2)において、「金融機関」とされた場合及び(3)で「産業」に格付けされたもののうち、次の①又は②を満たす場合は、政府による所有又は支配があるものとして、「産業」の内訳である「公的活動」に格付け、それ以外は「民間活動」に格付ける。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 取締役会等の統治機関を支配している(過半数の任命権を持つ)

(5) 公務・準公務の区分

前記(4)アにおいて、「政府サービス生産者」に格付けられたもののうち、「産業」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付ける。

(6) 対家計民間非営利団体サービス生産者の区分

前記(4)アにおいて、政府による所有又は支配がないものとされた機関(法人)について、その活動が、「産業」部門を対象としている場合は、「産業(対企業民間非営利団体サービス生産者)」に格付けし、それ以外は「対家計民間非営利団体サービス生産者」に格付ける。

4 計数の取扱い等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、その計数について、以下のように取り扱っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利サービス生産者」

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

(3) 「産業」のうちの「公的活動」

「公的活動」に格付けされたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同じ「産業」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱われる。

ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。

(4) 建設に関する活動の取扱い

建設に関する政府サービス生産者の活動及び産業の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関（法人）の格付けを行う。

ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで備考欄に示す。

○ 基本要綱 第1部第3章〔別表5〕前文(新旧対照表)

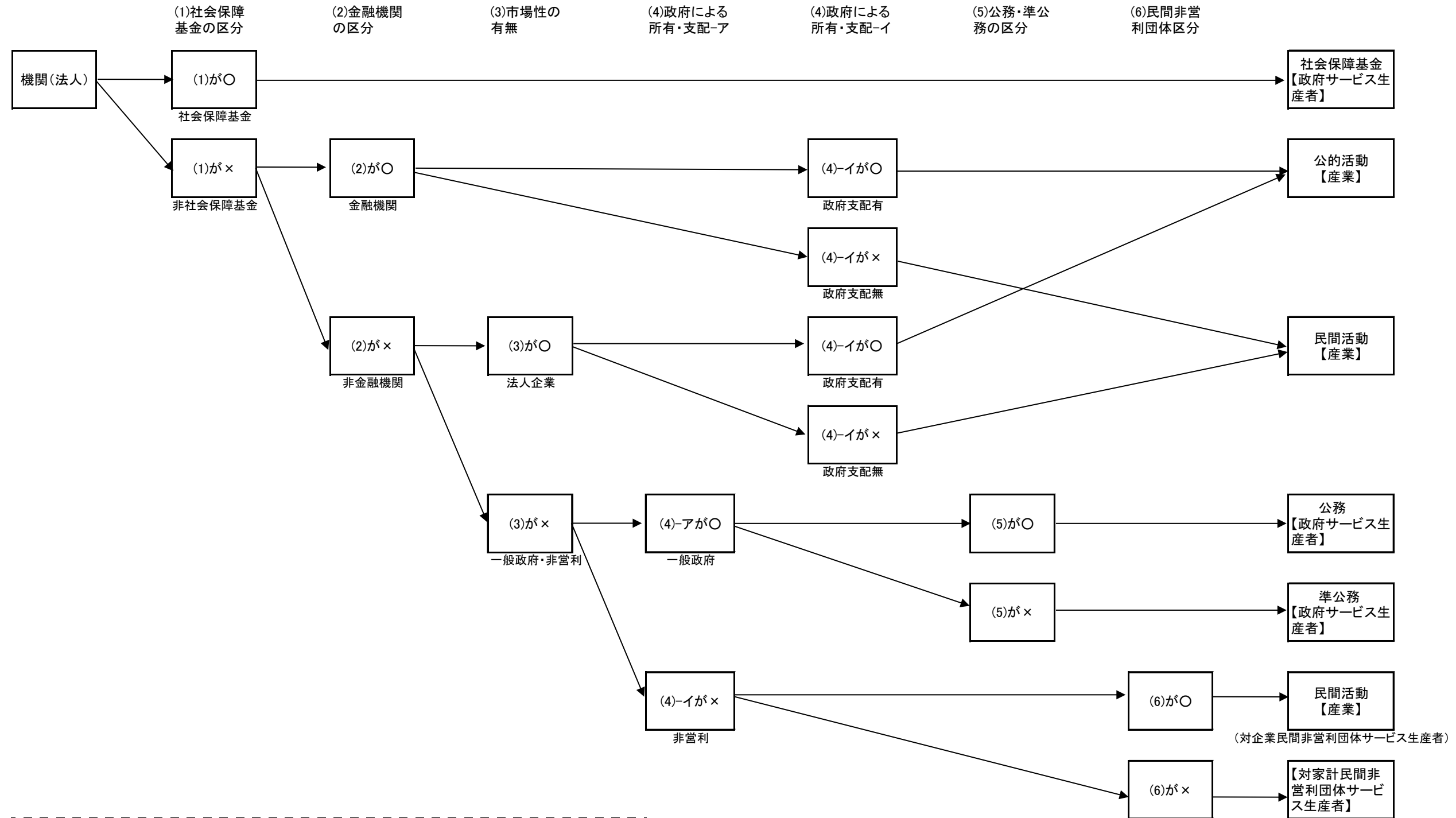
新(平成23年表案)	旧(平成17年表)	備考(主な変更点等)
<p>〔別表5〕</p> <p>平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等の格付け及び平成17年表からの変更点等</p> <p>1 格付けの意義</p> <p>中央政府、地方政府、独立行政法人及び特殊法人等(以下「政府及び独立行政法人等」という。)の格付けとは、当該機関(法人)の活動を、「生産活動主体分類」別に、①政府サービス生産者(内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の3区分)、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③産業(内訳として、公的活動及び民間活動(対企業民間非営利サービス生産者を含む。))の2区分)に区分した上で、さらに基本分類への当てはめを行う作業(1機関(法人)=1アクティビティとは限らない。)であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。</p> <p>(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、政府及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付けは、国内生産額を推計するに際して、これら機関(法人)の活動による生産額を、どの部門の生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。</p> <p>(2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は、後記4記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため営業余剰が存在せず、一方、「産業」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関(法人)の性格により、それらを区分して扱う必要がある。</p> <p>(3) 格付けを行うことにより、その機関(法人)の資本形成が、<u>公的資本形成なのか、民間資本形成なのか</u>が明確になり、公共投資による資本形成などの分析がよりの確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付けは不可欠のものである。</p> <p>2 格付けの対象とする範囲</p> <p>格付けの対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとする。 <u>なお、政府サービス生産者及び産業(公的活動)に格付けられる機関(法人)は、別表において網羅されている。</u></p> <p>(1) 中央政府 国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。</p> <p>(2) 地方政府 地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事</p>	<p>〔別表4〕</p> <p>平成17年(2005年)産業連関表における中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の扱いについて</p> <p>1 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けの意義</p> <p>中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けとは、当該機関(法人)の活動を、①産業(民間事業所(対企業民間非営利サービス生産者を含む。))又は<u>公的企業</u>、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③政府サービス生産者(公務若しくは準公務)に区分するとともに、それが、どの部門に該当するのか(1機関(法人)=1アクティビティとは限らない。)の格付けを行う作業である。</p> <p>これは、以下にあげる必要性から、不可欠な作業である。</p> <p>(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等は対象とされないことが多い。そのため国内生産額を推計するに際して、これらの活動による生産額をどのようにとらえ、それをどの部門の生産額とするのかが問題となる。中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の格付けは、これら機関(法人)の生産額を、どの部門の生産額に上乗せするのかを明確にし、該当する部門の正確なCT推計に資することとなる。</p> <p>(2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は経費を積み上げて国内生産額を推計するため営業余剰がなく、一方、「産業」は売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等においても、これら機関(法人)の性格により、それらを区分して扱う必要がある。</p> <p>(3) 国内総固定資本形成について、その機関(法人)の資本形成が、<u>公的(公的企業分を含む。)な資本を形成するのか、民間の資本を形成するのか</u>が明確になり、公共投資による資本形成の分析がよりの確なものとなる。</p> <p>また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、これら機関(法人)が、<u>公的(公的企業を含む。)</u>か民間か、そして、どの部門に該当するのかという格付けは不可欠のものである。</p> <p>3 別表に登載する範囲について</p> <p>格付けは、「<u>生産活動主体分類の各分類についての分類基準一覧表</u>」に基づき行う。 なお、登載する機関(法人)の範囲は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中央政府 国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。</p> <p>(2) 地方政府 地方公共団体のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業会計及びその他の会計(財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの)に</p>	<p>●基本要綱の構成変更による。</p> <p>●従来、「付録」として掲載されていた前回表からの変更点を、〔別表5〕本体に掲載することとした。</p> <p>●社会保障基金を追加した。</p> <p>●公的企業を「公的活動」に、民間事業所を「民間活動」とし、用語の変更を行った。</p> <p>●「公的」という用語を整理した。</p> <p>●記載する順番の変更 前回は3番目であった「別表に登載する範囲について」を2番目に記載し、表記も修正した。</p> <p>●政府サービス生産者及び産業(公的活動)に格付けられる機関(法人)は網羅されていることを明記した。</p>

新（平成 23 年表案）	旧（平成 17 年表）	備 考（主な変更点等）
<p>業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。</p> <p>(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人等 次のアからウまでに掲げるものとする。 <u>具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」、「特殊法人一覧」及び行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成 13 年 12 月に閣議決定した特殊法人等合理化計画で対象となっているものとする。</u></p> <p>ア 独立行政法人 国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（<u>国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。</u>）。</p> <p>イ 特殊法人 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。</p> <p>ウ 認可法人 特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。また、地方共同法人を含む。</p> <p>(4) その他 <u>前記(1)～(3)のほか、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関（法人）。</u></p> <p>3 格付けの基準 政府及び独立行政法人等の格付けは、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じた以下の基準に基づき行う。 なお、格付けは、原則として、機関（法人）単位で行う。ただし、当該機関（法人）がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付けを行う。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割する。</p> <p>(1) 社会保障基金の区分 以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付ける。^(注1)</p> <p>① 政府による賦課・支配 ② 社会の全体又は特定の部分をカバー ③ 強制的加入・負担</p> <p>(注1) ①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難である年金基金等については、「社会保障基金」に格付ける（別表において「(注1)」を付している。）。</p>	<p>関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路、駐車場に関するもの）に関する活動も含む。</p> <p>(3) 特殊法人及び独立行政法人等 <u>行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成 13 年 12 月に閣議決定した特殊法人等合理化計画及び独立行政法人総覧（政策評価・独立行政法人評価委員会）で対象となっている次のものとする。</u></p> <p>ア 特殊法人 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう。（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。</p> <p>イ 認可法人 特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう。（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。</p> <p>ウ 独立行政法人 国民生活又は社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。</p> <p>注) 日本下水道事業団、地方公務員災害補償基金、健康保健組合・同連合会及び国民健康保健組合・同連合会についても、その性格、業務内容が特殊法人等と同様であり、かつ、データも恒常的に捕捉できることから範囲に加える。</p>	<p>●独立行政法人、特殊法人及び認可法人等の範囲について、基本的に変更はないが、その典拠を、独立行政法人制度等を所管する総務省公表のものに変更した。</p> <p>●国の独立行政法人に近いこれらの法人について明記した。</p> <p>●「(4)その他」を設け、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関（法人）を網羅する。</p> <p>●格付け基準を〔別表 5〕に明記した。</p> <p>●「(1)社会保障基金の区分」の例外を（注1）に明記した。</p>

新（平成 23 年表案）	旧（平成 17 年表）	備 考（主な変更点等）
<p>(2) 金融機関、非金融機関の区分 前記(1)において、「社会保障基金」とされなかったものについて、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである機関（法人）は、「金融機関」とし、それ以外は「非金融機関」とする。^(注2)</p> <p>(3) 市場性の有無 前記(2)において、「非金融機関」とされたものについて、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「産業」に格付ける。^(注2)</p> <p><small>(注2) この基準を適用することにより、①当該機関（法人）の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関（法人）に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合には、この基準によることなく、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断する（別表において「(注2)」を付している。)</small></p> <p>(4) 政府による所有・支配の有無 ア 前記(3)において、「産業」とされなかったものについて、政府が役員の選任権を保有している場合は、政府による所有又は支配があるものとして、「政府サービス生産者」に格付ける。 イ 前記(2)において、「金融機関」とされた場合及び(3)で「産業」に格付けされたもののうち、次の①又は②を満たす場合は、政府による所有又は支配があるものとして、「産業」の内訳である「公的活動」に格付け、それ以外は「民間活動」に格付ける。 ① 政府が議決権の過半数を保有している。 ② 取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ）</p> <p>(5) 公務・準公務の区分 前記(4)アにおいて、「政府サービス生産者」に格付けられたもののうち、「産業」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付ける。</p> <p>(6) 対家計民間非営利団体サービス生産者の区分 前記(4)アにおいて、政府による所有又は支配がないものとされた機関（法人）について、その活動が、「産業」部門を対象としている場合は、「産業（対企業民間非営利団体サービス生産者）」に格付けし、それ以外は「対家計民間非営利団体サービス生産者」に格付ける。</p> <p>4 計数の取扱い等 政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、その計数について、以下のように取り扱っている。 (1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利サービス生産者」 ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。 イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。</p>	<p>2 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の計数の取扱い 中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者、に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、以下のような特殊な取扱いを行っている。 (1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）及び「対家計民間非営利サービス生産者」 ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。 イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。</p>	<p>● 「(2)金融機関の区分」及び「(3)市場性の有無」の区分の例外を（注2）に明記した。</p> <p>● 記載する順番の変更 前回は2番目であった「計数の取扱い」を4番目に記載し、表記も修正した。</p>

新（平成 23 年表案）	旧（平成 17 年表）	備 考（主な変更点等）
<p>(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び 地方政府研究機関） ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。 イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集会的消費支出」又は「地方政府集会的 消費支出」となる。</p> <p>(3) 「産業」のうちの「公的活動」 「公的活動」に格付けされたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同 じ「産業」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民 間活動と同一に扱われる。 ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に 計上される。</p> <p>(4) 建設に関する活動の取扱い 建設に関する政府サービス生産者の活動及び産業の公的活動については、計画 及び管理等の活動のみを対象として当該機関（法人）の格付けを行う。 ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。） である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表 の行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで備 考欄に示す。</p>	<p>(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地 方政府研究機関） ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。 イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集会的消費支出」又は「地方政府集会的消費 支出」となる。</p> <p>(3) なお、「公的企業」に格付けされたものについては、その計数の取扱いにおい ては、民間事業所と同一に扱われる。 ただし、公的企業の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計 上される。</p> <p>(4) また、建設に関する政府サービス生産者及び公的企業の活動については、計画及 び管理等のサービス活動のみを対象として当該法人等の格付けを行う。 ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）で ある場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の 行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで備考 欄に示す。</p>	

政府及び独立行政法人等の格付けチャート表(見直し案)



- (1)【社会保障基金の該当】以下の①から③を全て満たす
 - ①政府による賦課・支配、②社会の全体又は特定の部分をカバー、③強制的加入・負担
- (2)【金融機関の該当】売上高の50%以上が金融仲介活動等による
- (3)【市場性の有無】売上高が生産費用の50%以上
- (4)【政府による所有・支配-A】政府が役員の選任権を保有
- (4)【政府による所有・支配-I】以下の①又は②を満たす
 - ① 政府が議決権の過半数を保有
 - ② 取締役会等の統治機関を支配(過半数の任命権を持つ)
- (5)【公務・準公務の区分】「産業」部門に類似の活動が存在しない
- (6)【対家計民間非営利団体サービス生産者の区分】活動対象が「産業」部門を対象

1 中央政府

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
一般会計								
下記以外	○							
学校給食		学校給食(国 公立)						
水路、灯台業務		水運施設管理						
社会教育		社会教育(国 公立)						
教育訓練機関		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
政府研究機関		自然科学研究機 関、人文科学研究 機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国 公立)						
社会福祉		社会福祉(国 公立)						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
特別会計								
(1 事業特別会計)								
国有林野事業特別会計	○						「農林関係公 共事業」	平成18年4月「国有林野事業勘定」と「治山 勘定」が統合
国有林野事業					育林・素材 (注2)			
(2 保険特別会計)								
地震再保険特別会計					損害保険			
年金特別会計								平成19年4月「厚生保険特別会計」と「国民 年金特別会計」が統合 新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
基礎年金勘定			社会保険事業					
国民年金勘定			社会保険事業					
厚生年金勘定			社会保険事業					
福祉年金勘定			社会保険事業					
健康勘定			社会保険事業					
児童手当勘定			社会保険事業					
業務勘定			社会保険事業					
労働保険特別会計								平成22年1月「船員保険特別会計」が統合 新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
労災勘定			社会保険事業					
雇用勘定			社会保険事業					
徴収勘定			社会保険事業					
農業共済再保険特別会計								
再保険金支払基金勘定					損害保険			
農業勘定					損害保険			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
家畜勘定					損害保険			
果樹勘定					損害保険			
園芸施設勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			
森林保険特別会計					損害保険			
漁船再保険及び漁業共済 保険特別会計								
漁船普通保険勘定					損害保険			
漁船特殊保険勘定					損害保険			
漁船乗組員給与保険勘定					損害保険			
漁業共済保険勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			
貿易再保険特別会計					損害保険			
(3 公共事業特別会計)								
社会資本整備事業特別会計								
道路整備勘定	○						「道路関係公 共事業」	平成20年度「道路整備特別会計」、「治水特 別会計」、「港湾整備特別会計」、「空港整 備特別会計」及び「都市開発資金融通特別会 計」を統合
治水勘定	○						「河川・下水 道・その他の 公共事業」	
港湾勘定	○						「河川・下水 道・その他の 公共事業」	
空港整備勘定								
整備	○ (注2)						「河川・下水 道・その他の 公共事業」	
管理運営		航空施設管理 (国公営)						
業務勘定	○							
都市開発資金融通 業務					金融			
(4 行政の事務特別会計)								
食料安定供給特別会計								
農業経営基盤強化勘定	○							平成19年度「食糧管理特別会計」、「農業経 営基盤強化措置特別会計」を統合 「旧食糧管理特別会計」の「米管理勘定」及 び「麦管理勘定」は、「公的活動」から「公 務」に主体分類変更
農業経営安定勘定	○							
米管理勘定	○							
麦管理勘定	○							
国営土地改良事業勘定	○							
業務勘定	○							
調整勘定	○							

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
特許特別会計					その他の対事業所サービス			新基準により「公務」から「公的企業」に主体分類変更
自動車安全特別会計					損害保険			平成20年度「自動車損害賠償補償事業特別会計」及び「自動車検査登録会計」を統合。
保障勘定					損害保険			
自動車事故対策勘定								
自動車検査登録勘定	○							
(5 資金運用管理特別会計)								
財政投融资特別会計								平成20年度「財政融資資金特別会計」及び「産業投資特別会計」を統合
財政融資資金勘定					金融			
投資勘定					金融			
特定国有財産整備勘定	○							
外国為替資金特別会計	○							
(6 整理区分特別会計)								
交付税及び譲与税配付金特別会計								
交付税及び譲与税配布金勘定	○							
交通安全対策特別交付金勘定	○							
国債整理基金特別会計	○							
(7 その他)								
エネルギー対策特別会計								平成19年度「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」を統合 平成23年9月「原子力損害賠償支援勘定」設置
電源開発促進勘定	○							
エネルギー需給勘定	○							
原子力損害賠償支援勘定	○							

2 地方政府

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
普通会計								
下記以外	○							
学校給食		学校給食 (国公立)						
清掃事業		廃棄物処理 (公営)						
住宅事業					住宅賃貸料			
造林事業					育林・素材 (注2)			
学校教育		学校教育 (国公立)						
社会教育		社会教育 (国公立)						
教育訓練機関		その他の教育 訓練機関(国 公立)						
地方政府研究機関		自然科学研究 機関 人文科学研究 機関						
保健衛生		保健衛生 (国公立)						
社会福祉		社会福祉 (国公立)						
港湾管理		水運施設管理						
空港管理		航空施設管理 (国公営)						
失業者就労事業	○							
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
一部事務組合	○							
公営事業会計								
(1 地方公営企業)								
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易 水道			
工業用水道事業					工業用水			
交通事業					鉄道旅客輸送 道路旅客輸送 (バス)			
電気事業					電力			
ガス事業					都市ガス			
病院事業					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
下水道事業		下水道					「河川・下水 道・その他の 公共事業」	公共下水道事業から名称変更
港湾事業		水運施設管理 (注2)						「整備」と「管理運営」を統合し、名称変更
市場事業					卸売			
と畜場事業					と畜 (注2)			
観光施設事業					(各アクティビティ に含まれる)			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者 (★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
宅地造成事業					不動産仲介・ 管理業		「その他の土 木建設」	
有料道路事業					道路輸送施設 提供		「道路関係公 共事業」	
駐車場整備事業					道路輸送施設 提供			駐車場事業から名称変更
介護サービス					介護(施設 サービスを除 く)			居宅から名称変更
居宅サービス・地域密 着型サービス等					介護(施設 サービス)			施設から名称変更
施設サービス								
(2その他の事業)								
競馬、競輪、小型自動車 競走、競艇					競輪・競馬等 の競走場・競 技団			
宝くじ					その他の対個 人サービス			
交通災害共済事業					損害保険			
農業共済事業					損害保険			
公立大学付属病院事業					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
国民健康保険事業								
事業勘定			社会保険事業					保険給付から名称変更 新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
直診勘定					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			直営診療所から名称変更
老人保健医療事業			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
介護保険事業								
介護保険事務			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
居宅サービス・地域密 着型サービス等					介護(施設 サービスを除 く)			居宅から名称変更
施設サービス					介護(施設 サービス)			施設から名称変更
後期高齢者医療事業			社会保険事業					平成20年4月制度施行
一部事務組合	○							
公社								
住宅供給公社					住宅賃貸料			
土地開発公社					不動産仲介・ 管理業		「その他の土 木建設」	
地方道路公社					道路輸送施設 提供		「道路関係公 共事業」	
その他の会計								
財産区	○							
地方開発事業団	○							
港務局								
整備	○						「河川・下水 道・その他の 公共事業」	
管理運営		水運施設管理						

3 独立行政法人

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府非営利生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(内閣府)								
独立行政法人国立公文書館	○							
独立行政法人国民生活センター	○							
独立行政法人北方領土問題対策協会	○							
(総務省)								
独立行政法人情報通信研究機構		自然科学研究(国公立)						「その他」を「研究」に統合し、法人全体で格付け
独立行政法人統計センター	○							
独立行政法人平和祈念事業特別基金	○							
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構					金融			平成19年10月設立
(外務省)								
独立行政法人国際協力機構								
有償資金協力業務					金融			「有償資金協力業務」と「その他」に区分
その他	○							
独立行政法人国際交流基金	○							
(財務省)								
独立行政法人酒類総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人造幣局								
コイン					その他の金属製品			
勲章					身近細貨品			
独立行政法人国立印刷局					印刷・製版・製本			
独立行政法人日本万国博覧会記念機構					スポーツ施設提供業・公園・遊園地			新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的活動」に主体分類変更
(文部科学省)								
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		人文科学研究機関(国公立)						平成19年4月名称変更
独立行政法人大学入試センター					その他の対事業所サービス			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人国立青少年教育振興機構		社会教育(国公立)						平成18年4月「国立オリンピック記念青少年総合センター」、「国立青年の家」、「国立少年自然の家」が統合
独立行政法人国立女性教育会館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立科学博物館		社会教育(国公立)						
独立行政法人物質・材料研究機構		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人防災科学技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人放射線医学総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人国立美術館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立文化財機構		社会教育(国公立)						平成19年4月設立「国立博物館」、「文化財研究所」が統合

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府系 [※] 生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人教員研修センター		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人科学技術振興機構		自然科学研究機関(国公立)						
一般勘定								
文献情報提供勘定					情報サービス			
独立行政法人日本学術振興会	○							
独立行政法人理化学研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人宇宙航空研究開発機構								
宇宙開発	○							
宇宙科学研究及び航空宇宙技術研究		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人日本スポーツ振興センター								
災害共済給付勘定					損害保険			平成17年表では、「スポーツ振興」、「学校給食用物資供給」、「災害共済給付事業」の3つに区分されていたものを、「災害共済給付事業」、「免責特約勘定」、「投票勘定」、「一般勘定」の4つに区分に変更。
免責特約勘定					損害保険			
投票勘定					その他の対個人サービス			
一般勘定					スポーツ施設提供業			
独立行政法人日本芸術文化振興会	○							「国立劇場・新国立劇場勘定」と「芸術文化振興(基金勘定)」を統合して「公務」に格付け
独立行政法人日本学生支援機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動(金融)」に主体分類変更
独立行政法人海洋研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人国立高等専門学校機構		学校教育(国公立)						
独立行政法人大学評価・学位授与機構	○							
独立行政法人国立大学財務・経営センター					不動産賃貸業			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人日本原子力研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						
原子力研究								
核燃料リサイクル開発	○							
(厚生労働省)								
独立行政法人国立健康・栄養研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人労働安全衛生総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成18年4月設立 「独立行政法人産業安全研究所」と「独立行政法人産業医学総合研究所」が統合
独立行政法人勤労者退職金共済機構			社会保険事業(注1)					新基準により「公務」から「社会保障基金」へ主体分類変更
独立行政法人福祉医療機構					金融			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		社会福祉(国公立)						

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府系・非営利サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人労働政策研究・研修機構		人文科学研究機関(国公立)						
研究活動								
研修業務		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構								
高齢・障害者雇用支援勘定	○							平成23年10月設立 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構がその業務の一部を引き継ぐとともに名称変更
障害者雇用納付金勘定	○							
障害者職業能力開発勘定		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人労働者健康福祉機構					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			「医療業務」と「その他」を統合し、法人全体で格付けを行う
独立行政法人国立病院機構					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
独立行政法人医薬品医療機器総合機構					社会福祉(産業)			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人医薬基盤研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	○							
年金積立金管理運用独立行政法人			社会保険事業					平成18年4月設立 年金資金運用基金から移行
独立行政法人国立がん研究センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立循環器病研究センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立国際医療研究センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立成育医療研究センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
独立行政法人国立長寿医療研究センター					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行
(農林水産省)								
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	○							平成19年4月設立 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所が統合
独立行政法人種苗管理センター	○							
独立行政法人家畜改良センター	○							
独立行政法人水産大学校		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		自然科学研究機関(国公立)						平成18年4月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所が統合
独立行政法人農業生物資源研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人農業環境技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人国際農林水産業研究センター		自然科学研究機関(国公立)						

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府系生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人森林総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成19年4月独立行政法人人材育種センターが統合
独立行政法人水産総合研究センター		自然科学研究機関(国公立)						平成23年4月独立行政法人さけ・ます資源管理センターが統合
独立行政法人農畜産業振興機構	○							法人全体で格付けし、新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人農業者年金基金								4つの勘定に分割した上で、それぞれの勘定を新基準により格付け
特例付加年金勘定			社会保険事業(注1)					
農業者老齢年金等勘定			社会保険事業(注1)					
旧年金勘定			社会保険事業					
農地売買貸借等勘定	○							
独立行政法人農林漁業信用基金					金融・損害保険			
(経済産業省)								
独立行政法人経済産業研究所		人文科学研究機関(国公立)						
独立行政法人工業所有権情報・研修館	○							
独立行政法人日本貿易保険					損害保険			
独立行政法人産業技術総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人製品評価技術基盤機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○							平成17年表では「旧；基盤技術研究促進センター」、「旧；新エネ機構」新エネルギー開発産業技術総合開発、「石炭鉱業合理化」、「アルコール製造」の4つに区分されていたものを統合
独立行政法人日本貿易振興機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人原子力安全基盤機構	○							
独立行政法人情報処理推進機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構								平成17年表では、「(旧石油公団)石油備蓄事業」、「融資事業」、「鉱物探査事業」、「(旧；金属鉱業事業団)鉱物探査事業」、「その他」の5つに区分されていたものを2区分に整理
資源備蓄事業					卸売			
その他					その他の対事業サービス			
独立行政法人中小企業基盤整備機構								平成17年表では「(旧；中小企業総合事業団)信用保険事業」、「融資事業」、「その他」の3区分であったものを、当該法人の8つの勘定単位で区分
一般勘定	○							
産業基盤整備勘定					金融			
施設整備等勘定					不動産仲介・管理業、不動産賃貸業			
小規模企業共済勘定			社会保険事業(注1)					
中小企業倒産防止共済勘定					金融			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府系・非営利サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
工業再配置等業務特別勘定					不動産仲介・管理業、不動産賃貸業			
産炭地域経過業務特別勘定	○							
出資承継勘定					金融			
(国土交通省)								
独立行政法人土木研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成18年4月独立行政法人北海道開発土木研究所が統合
独立行政法人建築研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人交通安全環境研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人海上技術安全研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人港湾空港技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人電子航法研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人航海訓練所		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人海技教育機構		その他の教育訓練機関(国公立)						平成18年4月独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校が統合
独立行政法人航空大学校		その他の教育訓練機関(国公立)						
自動車検査独立行政法人					自動車整備			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構								
鉄道助成					金融			
鉄道建設					鉄道輸送		「鉄道軌道建設」	
船舶の共用建造					沿海内水面輸送			
高度船舶技術支援					対企業民間非営利団体			
国鉄清算事業					鉄道輸送			
独立行政法人国際観光振興機構	○							
独立行政法人水資源機構	○						「河川・下水道・その他の公共事業」「農林関係公共事業」	
独立行政法人自動車事故対策機構	○							
独立行政法人空港周辺整備機構	○(注2)							
独立行政法人海上災害防止センター					その他の水運 付帯サービス			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
独立行政法人都市再生機構					不動産仲介・管理業 不動産賃貸業住宅 賃貸料		「住宅建築(非木造)」「非住宅建築(非木造)」「その他の土木建築」	
独立行政法人奄美群島振興開発基金					金融			
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	○							

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府系生産者(★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人住宅金融支援機構								平成19年4月設立 「住宅金融公庫」より移行
資金貸付					金融			
団体信用生命保険					生命保険			
住宅融資保険					損害保険			
証券化支援					金融			
(環境省)								
独立行政法人国立環境研究所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人環境再生保全機構	○							
(防衛省)								
独立行政法人駐留軍等労働者労 務管理機構	○							
(その他)								
日本司法支援センター					法務・財務・ 会計サービス			平成18年4月設立
国立大学法人		学校教育(国 公立)						
附属病院					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
大学共同利用機関法人		人文科学研究 機関(国公立)						
人間文化研究機構		自然科学研究 機関(国公立)						
その他の機構								
地方独立行政法人		学校教育(国 公立)						平成16年4月に施行された地方独立行政法人 法に基づき都道府県及び市町村が設置する法 人。平成23年4月1日現在93法人設立。
大学								
病院					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
試験研究機関		自然科学研究 機関(国公立)						

4 特殊法人及び認可法人等

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府系生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
特殊法人								
(事業団)								
日本私立学校振興・共済事業団	○ (注2)							
助成事業								
宿泊事業						宿泊業		
その他共済関連事業			社会保険事業					新基準により「公的活動」から「社会保障基金」に主体分類変更
(公庫)								
株式会社日本政策金融公庫					金融			平成20年10月設立 「国民生活金融公庫」、「農林漁業金融公庫」、「中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」が統合
信用保険事業					損害保険			
沖縄振興開発金融公庫					金融			
(金庫・特殊銀行)								
株式会社日本政策投資銀行					金融			平成20年10月名称変更
株式会社商工組合中央金庫						金融		平成20年10月名称変更
(特殊会社)								
日本たばこ産業株式会社					たばこ			新基準により格付け対象となったため追加
日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
西日本電信電話株式会社					固定電気通信			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東京地下鉄株式会社					鉄道旅客輸送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
関西国際空港株式会社					航空施設管理(産業)			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
成田国際空港株式会社					航空施設管理(産業)			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
東日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
中日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
西日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
首都高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
阪神高速道路株式会社					道路輸送施設提供			

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)							平成17年表からの変更点等
	政府系・非生産者(★★)			対家計民間非 営利サービス 生産者(★)	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
本州四国連絡高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
日本環境安全事業株式会社					廃棄物処理			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
日本郵政株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便事業株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便局株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
株式会社ゆうちょ銀行					金融			平成19年10月設立
株式会社かんぽ生命保険					生命保険			平成19年10月設立
日本アルコール産業株式会社						その他の有機化学工業製品		平成18年4月設立 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(アルコール製造)から移行
輸出入・港湾関連情報処理センター					情報処理・提供サービス			平成20年4月設立 独立行政法人通関情報処理センターから移行
(その他の特殊法人)								
<協会>								
日本放送協会					公共放送			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
<その他>								
沖縄科学技術大学院大学学園	○							平成23年11月設立 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構から移行
放送大学学園				学校教育(私立)				新基準により公的部門格付け対象となったため追加
日本中央競馬会					競輪・競馬等の競走場・競技団			
日本年金機構			社会保険事業					平成22年1月設立 社会保険庁より
原子力損害賠償支援機構	○							平成23年9月設立
認可法人								
(銀行)								
日本銀行					金融			
(地方共同法人)								
日本下水道事業団		下水道					「河川・下水道・その他の公共事業」	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
地方公共団体金融機構					金融			平成20年10月設立 公営企業金融公庫より
地方競馬全国協会					対企業民間非営利団体			新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更
(機構)								
預金保険機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
農水産業協同組合貯金保険機構					金融			新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的活動」に主体分類変更
(共済組合等)								
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						主たる建設活動	平成17年表からの変更点等
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			
	公務	準公務	社会保険基金		公的活動	民間活動		
地方公務員共済組合(同連合会, 地方職員共済組合を除く)			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
地方職員共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
警察共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
公立学校共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
都道府県議会議員共済会, 市議会議員共済会, 町村議会議員共済会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
日本鉄道共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保険基金」に主体分類変更
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
消防団員等公務災害補償等共済基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
エヌティティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加
(その他)								
日本赤十字社								
一般				社会福祉(非営利)				
医療施設						医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)		日本赤十字社の一般会計と3つの事業に係る特別会計(医療施設、血液事業、社会福祉施設)の構成に従い、区分を細分化した
血液事業						医薬品		
社会福祉施設				社会福祉(非営利)				名称変更
介護(居宅サービス等)						介護(施設サービスを除く)		居宅から名称変更
介護(施設サービス)						介護(施設サービス)		施設から名称変更

生産活動主体分類 機関(法人)名	平成23年(2011年)表における格付け(案)						平成17年表からの変更点等	
	政府サービス生産者(★★)			対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業			主たる建設活動
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
その他								
健康保険組合・同連合会			社会保険事業				新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
宿泊事業					宿泊業			
国民健康保険組合・同連合会・同中央会			社会保険事業				新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
宿泊事業					宿泊業			
全国健康保険協会							平成20年10月設立 社会保険庁(政府管掌健康保険)より	
健康保険勘定			社会保険事業					
船員保険勘定			社会保険事業					
株式会社産業革新機構					金融		平成21年7月設立	
株式会社企業再生支援機構					金融		平成21年10月設立	

- (注1) 格付け基準「(1)社会保障基金の区分」の①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難であると判断し、「社会保障基金」に格付けた機関(法人)。
- (注2) 格付け基準「(3)市場性の有無」を適用することにより、①当該機関(法人)の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関(法人)に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合に該当すると判断し、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断して格付けを行った機関(法人)。
- (注3) 平成17年表に登載されていたが、民間法人化、廃止等され、平成23年表に登載しない法人は以下のとおり。

独立行政法人

独立行政法人消防研究所
独立行政法人メディア教育開発センター
独立行政法人緑資源機構
独立行政法人雇用・能力開発機構

特殊法人

東海旅客鉄道株式会社
日本自転車振興会
日本小型自動車振興会
日本船舶振興会

認可法人

総合研究開発機構